

参 考 资 料

資料1 伊根町防災会議委員名簿

機 関 名	職 名	連 絡 先		備 考
		住 所	電話番号	
伊 根 町	町 長	伊根町字日出 651	32-0501	会 長
宮 津 海 上 保 安 署	次 長	宮津市字鶴賀 2174-2	22-0118	1 号委員
京 都 府 丹 後 広 域 振 興 局	署 長	宮津市字吉原 2586-2	22-2700	2 号委員
京 都 府 丹 後 土 木 事 務 所	所 長	宮津市字吉原 2586-2	22-3244	2 号委員
京 都 府 丹 後 保 健 所	所 長	京丹後市峰山町丹波 855	62-0361	2 号委員
京 都 府 水 産 事 務 所	所 長	宮津市字鶴賀 2062	0772-22-2143	2 号委員
宮 津 警 察 署	署 長	宮津市字鶴賀 2151	25-0110	3 号委員
伊 根 町	副 町 長	伊根町字日出 651	32-0501	4 号委員
伊 根 町	総 務 課 長	伊根町字日出 651		4 号委員
伊 根 町	企 画 観 光 課 長	伊根町字日出 651		4 号委員
伊 根 町	住 民 生 活 課 長	伊根町字日出 651		4 号委員
伊 根 町	保 健 福 祉 課 長	伊根町字日出 651		4 号委員
伊 根 町	地 域 整 備 課 長	伊根町字日出 651		4 号委員
伊 根 町 教 育 委 員 会	教 育 長	伊根町字日出 651	32-0718	5 号委員
伊 根 町 消 防 団	団 長		32-0501	6 号委員
宮 津 与 謝 消 防 署 橋 北 分 署	分 署 長	伊根町字日出 576	32-0119	7 号委員
一 般 社 団 法 人 京 都 府 L P ガ ス 協 会	宮津与謝支部長			8 号委員
関 西 電 力 宮 津 営 業 所	所 長	宮津市字鶴賀 2064-15	0800-777-8036	8 号委員
丹 後 海 陸 交 通 株 式 会 社	取 締 役 社 長	与謝野町字上山田 641-1	0772-42-0321	8 号委員
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 京 都 支 店	設 備 部 長	京都市中京区壬生東 淵田町 22	075-842-9436	8 号委員

4 参考資料

資料2 防災関係機関一覧表

(1) 町の機関

機 関 名	電 話 番 号 等	連 絡 ・ 要 請 事 項
本 庁 機 関	伊根町役場 総務課 TEL 32-0501 企画観光課 FAX 32-1333 住民生活課 防災T 8-854-8101 保健福祉課 防災F 地域整備課 8-854-8100 出納室 議会事務局	
出 先 機 関	伊根診療所 TEL 32-0007 FAX 32-9021	
	本庄診療所 TEL 33-0114 FAX 33-0134	
	訪問看護ステーション TEL 32-3051 FAX 32-3052	
	保健センター TEL 32-3031 FAX 32-3032	
	地域包括支援センター TEL 32-3041 FAX 32-3042	
	伊根保育園 TEL 32-0103 FAX 32-0103	
	本庄保育所 TEL 33-0950 FAX 33-0950	
伊根町教育委員会事務局	TEL 32-0718 FAX 32-0447	
本庄地区公民館	TEL 33-0809 FAX 33-0809	
筒川文化センター	TEL 33-0161 FAX 33-0161	
町 立 学 校	伊根小学校 TEL 32-0019 FAX 32-0733	
	本庄小学校 TEL 33-0701 FAX 33-5001	
	伊根中学校 TEL 32-0049 FAX 32-9008	

(2) 町内公共団体等

機 関 名	電 話 番 号 等	連 絡 ・ 要 請 事 項
宮津警察署伊根駐在所	T E L 32-0101 F A X 32-0101	
宮津警察署朝妻駐在所	T E L 32-0105 F A X 32-0105	
宮津警察署本庄駐在所	T E L 33-0112 F A X 33-0112	
宮津警察署筒川駐在所	T E L 33-0132 F A X 33-0132	
宮津与謝消防署橋北分署	T E L 32-0119 F A X 32-1190	宮津与謝消防組合消防本部 宮津市字須津 413 番地の 26 TEL:0772-46-6119, FAX:0772-46-6120
伊根町社会福祉協議会	T E L 32-0176 F A X 32-1416	
特別養護老人ホーム長寿苑	T E L 32-1280 F A X 32-0271	
軽費老人ホームケアハウス福寿荘	T E L 32-1280	
伊根デイサービスセンター	T E L 32-1281	
小規模多機能型居宅介護事業所 おきなぎの家	T E L 32-3456	
伊根在宅介護支援センター	T E L 32-1505	
京都府漁協伊根支所	T E L 32-0058 F A X 32-0645	
伊根浦漁業(株)	T E L 32-0018	
(有)新井崎水産	T E L 32-0700 F A X 32-0347	
蒲入水産(有)	T E L 33-0226 F A X 33-0700	
伊根町商工会	T E L 32-0302 F A X 32-1065	
伊根町観光協会	T E L 32-0277 F A X 32-0773	
(株)伊根町ふるさと振興公社	T E L 33-5225 F A X 33-0670	
J A 京都伊根支店	T E L 33-0301 F A X 33-0630	
宮津地方森林組合	T E L 46-1188 F A X 46-3183	
宮津高等学校伊根分校	T E L 32-0052	
伊根郵便局	T E L 32-0050 F A X 32-0379	

④ 参考資料

機 関 名	電 話 番 号 等	連 絡 ・ 要 請 事 項
本庄郵便局	T E L 33-0111 F A X 33-0107	
京都北都信用金庫伊根支店	T E L 32-0021 F A X 32-0296	
丹後海陸交通株式会社日出駅	T E L 32-0009 F A X 32-0009	

(3) 京都府の機関

機 関 名	電 話 番 号 等	連 絡 ・ 要 請 事 項
府民生活部 原子力防災課	T E L 075-414-4473 F A X 075-414-4477 防災T 8-700-8110 防災F 8-700-8102	原子力災害全般
府民生活部 災害対策課	T E L 075-414-4472 F A X 075-414-4477 防災T 8-700-8110 防災F 8-700-8102	自然災害報告先
府民生活部 防災消防企画課	T E L 075-414-4475 F A X 075-414-4477 防災T 8-700-8110 防災F 8-700-8102	自然災害連絡元
丹後広域振興局 企画総務部 総務室	T E L 0772-62-4301 F A X 0772-62-5894 防災T 8-870-210 防災F 8-870-8100	災害救助法発動、自衛隊派遣対策活動、 応援要請、被害状況報告
丹後広域振興局 企画総務部 宮津地域総務室	T E L 22-2700 F A X 22-1794 防災T 8-850-211 防災F 8-850-8100	
丹後広域振興局 健康福祉部 (丹後保健所) 企画室	T E L 0772-62-0361 F A X 0772-62-4368 防災T 8-850-561	災害時の防疫、衛生指導
丹後広域振興局 建設部 (丹後土木事務所) 河川砂防室	T E L 22-3244 F A X 22-3250 防災T 8-850-461	災害時の応急復旧応援
水産事務所 庶務課	T E L 22-3288 F A X 22-3289 防災T 8-858-8101 防災F 8-858-8100	災害時の漁業の復旧対策指導
丹後教育局 総務課	T E L 22-2175 F A X 22-0479 防災T 8-850-511	災害時の児童、生徒の応急教育の指導

機 関 名	電 話 番 号 等	連 絡 ・ 要 請 事 項
京都府立医科大学附属北部医療センター 庶務課	TEL46-3371 FAX46-3371 防災T 8-857-8102 防災F 8-857-8100	災害時の負傷者収容、医療、助産救護
宮津警察署	T E L 25-0110	災害時の治安維持、人命救助

(4) 国の機関

機 関 名	電 話 番 号 等	連 絡 ・ 要 請 事 項
舞鶴海上保安部	T E L 0773-76-4120	災害時の海上での治安維持、人命救助
宮津海上保安署	T E L 22-0118	災害時の海上での治安維持、人命救助
京都地方気象台	T E L 075-841-3006 T E L 075-841-3008 (夜間・休日) F A X 075-823-4301 防災T 8-717-8101 防災F 8-717-8100	気象警報等の周知
大阪管区気象台	T E L 06-6949-6303	海上気象業務
農林水産省 農産部貿易業務課	T E L 03-6744-0585 F A X 03-6744-1390	災害時の食糧供給

(5) 近隣の市町

機 関 名	電 話 番 号 等	連 絡 ・ 要 請 事 項
宮津市役所 庶務課	T E L 22-2121 防災T 8-851-8109	災害対策活動の応援
京丹後市 庶務部 庶務課	T E L 0772-69-0140 防災T 8-871-8109	災害対策活動の応援
与謝野町 庶務課	T E L 46-3004 防災T 8-853-8109	災害対策活動の応援

(6) その他の機関

機 関 名	電 話 番 号 等	連 絡 ・ 要 請 事 項
関西電力宮津営業所	T E L 0800-777-8036	電気施設の復旧
N T T 西日本北京都支店	T E L 113	緊急電話、電話施設の復旧
N H K 京都放送局	T E L 075-823-7360 F A X 075-841-1574	災害状況応急対策等の周知
K B S 京都	T E L 075-431-7360 F A X 075-441-0360	災害状況応急対策等の周知
日本赤十字社京都支部	T E L 075-541-9326	災害時の医療、助産救護

資料3 伊根町防災会議条例（昭和38年6月18日 条例第11号）

改正 昭和55年12月25日 条例第19号
平成12年3月21日 条例第10号
平成17年12月19日 条例第29号
平成24年9月13日 条例第21号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、伊根町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 伊根町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 伊根町長の諮問に応じて伊根町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、伊根町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員を持つて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 京都府の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 京都府警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 宮津与謝消防署橋北分署長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が防災に関し必要と認める機関のうちから任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

-
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、伊根町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年6月20日から施行する。

附 則(昭和55年12月25日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第10号)抄

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月19日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年 9月13日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される改正後の第3条第5項第9号の規定によって新たに任命される委員の任期は、改正後の同条第7項の規定にかかわらず、改正前の同条第5項第8項及び第9号の規定によって任命されている他の委員の残任期間と同様とする。

資料 4 伊根町災害対策本部条例（昭和 38 年 6 月 18 日 条例第 12 号）

改正 平成 8 年 3 月 15 日 条例第 1 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)館 23 条第 7 項の規定に基づき伊根町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 6 月 20 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 15 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(目的)

第 1 条 この規程は、伊根町が開設する防災行政用無線局(固定系・移動系)の適正な運用を図るため、電波法及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程の用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「管理責任者」とは、無線局の管理及び運用上の責任者をいう。
- (2) 「無線局管理責任者」とは、管理責任者の命を受け、直接無線局の管理及び運用にあたる責任者をいう。
- (3) 「通信取扱者」とは、無線局の通信を取扱う者であつて、無線従事者以外のものをいう。
- (4) 「通信統制」とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合その他特に必要と認められる場合において、情報の迅速かつ効率的な収集及び伝達を行うため平常時の通信を中止し、割込み通信順序の指定等を行うことをいう。

(無線局の任務)

第 3 条 この無線局は、平常時においては一般行政事務に関する通信を扱い、災害時には災害対策基本法に基づく防災、応急救助及び災害復旧に関する通信を取扱うことを任務とする。

(無線局の管理部署)

第 4 条 この無線局の管理部署は総務課とする。

(管理責任者)

第 5 条 管理責任者は、伊根町長とする。

2 管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について、無線局管理責任者・無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

(無線局管理責任者)

第 6 条 無線局管理責任者は、総務課長とする。

2 無線局管理責任者は、無線局の管理及び運用に関する業務について、無線従事者及び通信取扱者を直接指揮監督する。

(無線従事者)

第 7 条 無線従事者は、無線局管理責任者を補佐するとともに、電波法及びこれらに基づく命令・処分等の規定を尊重して、無線局の円滑な運用を図る。

(通信取扱者)

第 8 条 通信取扱者は、無線従事者の指導のもとに無線局の通信業務にあたる。

(無線従事者の配置)

第 9 条 管理責任者は、無線局の運用形態に応じ、適正な資格員数の無線従事者の配置をしなければならない。

(通信系統)

第 10 条 通信系統は別図のとおりとする。

(通信の種類)

第 11 条 通信は防災通信、平常通信、訓練通信及び試験通信とする。

(無線局の運用)

第 12 条 無線局の運用については電波法第 5 章の運用及び無線局運用規則等を遵守し行うものとする。

[伊根防]

4 参考資料

(通信統制)

第 13 条 通信統制は次号に定めるところにより実施する。

- (1) 実施責任者は管理責任者とする。
- (2) 管理責任者が職務を行うことができないときは、無線局管理責任者がこれを代行する。
- (3) 管理責任者は、通信統制を行う必要がなくなったときは、これを解除する。

(非常災害時における通信体制)

第 14 条 管理責任者は、次の各号に該当するときは、直ちに無線局管理責任者に対し通信の確保に必要な措置をとらせるものとする。

- (1) 災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 管理責任者が特に必要と認めるとき。
- 2 無線局管理責任者は、無線従事者及び通信取扱者を指揮し、防災通信の円滑な疎通を図るものとする。
- 3 管理責任者は、第 1 項各号に該当する場合、防災通信の円滑な疎通を図るため陸上移動局を必要と認める場所へ配備することができる。

(通信訓練)

第 15 条 管理責任者は、少なくとも毎年一回以上定期的に通信訓練を行わなければならない。

2 訓練は、特に次の各号に重点をおくものとする。

- (1) 通信統制訓練
- (2) 移動系による情報伝達訓練

(保守及び日常点検)

第 16 条 管理責任者は、無線局管理責任者に対して、無線設備の保全にかかる点検整備を、年一回以上定期的に実施するよう指示するものとする。

(保守の範囲)

第 17 条 この規程の保守の範囲は、次のとおりと定める。

- (1) 電波の質に関するもの
- (2) 送信装置に関するもの
- (3) 送受信空中線に関するもの
- (4) 電源装置に関するもの
- (5) その他通信設備に関するもの

(保守成果)

第 18 条 無線設備の保守成果は次のとおり無線局管理責任者が取扱うものとする。

- (1) 無線設備の点検を行ったときは、その成果を書類にして管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 無線設備の異常を認めたときは直ちに修復の措置を講じなければならない。
- (3) 無線設備に関する管理台帳を備え、無線設備の記録をしなければならない。

(整備の基準)

第 19 条 この無線設備の点検整備にかかる技術的基準は、電波法無線設備規則及び関係技術基準に基づく。

(無線従事者の選(解)任)

第 20 条 管理責任者は、無線従事者に異動が生じたときは、電波法第 51 条の規定により速やかに無線従事者選(解)任届を近畿電気通信監理局長に提出しなければならない。

(無線従事者及び通信取扱者の研修)

第21条 管理責任者は、通信技能等の向上を図るため、必要に応じて無線従事者及び通信取扱者の研修を行わなければならない。

(備付け書類の管理)

第22条 無線局管理責任者は、無線局の備付け書類を適正に管理保管しなければならない。

(規程の改廃)

第23条 規程の改廃は管理責任者が行う。

(その他)

第24条 町長はこの規程に定めるもののほか、必要に応じて無線局の運用管理に関する細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、無線局の運用の日から効力を生じる。

別図〔略〕

資料6 京都府広域消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（以下「法」という。）の規定に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した場合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、災害の発生した市町村等の消防力及び当該市町村等と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御困難な災害とする。

(応援の要請)

第3条 応援の要請は、災害の発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次の各号に掲げる事項を明確にして他の市町村等の長又は消防長に対し、行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び状況
- (3) 必要とする人員、車両、回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）及び資器材等の種別並びに数量
- (4) その他必要な事項

2 応援の要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）が要請を受託した場合、要請市町村等の長は、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町村等の長に通報するものとする。

- (1) 応援の場所及び集結場所
- (2) 現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名
- (3) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 応援市町村等の長は、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援を行う消防隊等（以下「応援隊」という。）を派遣するときは、応援に関し必要な事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援の要請に応じることができない場合は、その旨を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第5条 要請市町村等の長は、所属の消防職員又は消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長（消防本部・署を置かない市町村等にあつては、「消防長」を「消防団長」と読み替える。）が、応援隊の長に対して行うものとする。

(報告)

第7条 要請市町村等の長は、災害活動の終了後、災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援活動の終了後、応援活動の結果を要請市町村等の長へ報告するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。ただし、ヘリコプターによる応援に係る費用については、別に定めるものがある場合、それによることのできるものとする。

- (1) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊員の出勤に係る諸手当、車両等の燃料費その他の経常的経費

イ 応援隊員の死傷による公務災害補償費

(2) 要請市町村等が負担する経費

ア 現地で調達した、車両等の燃料費及び化学消火薬剤等の資器材費

イ 応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町村等と要請市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

(消防拠点都市)

第9条 この協定の円滑な運営を図るため、市町村等を別表に掲げる地域に区分し、地域ごとに消防拠点都市を定めるものとする。

2 消防拠点都市は、必要に応じて市町村等間の応援に係る連絡調整を行うものとする。

(消防拠点都市への通報)

第10条 要請市町村等の長は、応援の要請を行ったときは速やかに消防拠点都市の消防長へその旨を連絡するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市町村等がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、市町村等が協議のうえ、行うものとする。

(協定書の保有)

第14条 この協定を証するため、市町村等は、本書32通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成18年3月1日から施行する。

2 この協定の施行に伴い、平成18年1月1日に締結した「京都府広域消防相互応援協定書」は、廃止する。

平成18年3月1日

別表 (第9条関係)

南 部 地 域	京都市	宇治市	亀岡市
	城陽市	向日市	長岡京市
	八幡市	京田辺市	南丹市
	大山崎町	久御山町	井手町
	宇治田原町	山城町	木津町
	加茂町	笠置町	和束町
	精華町	南山城村	相楽中部消防組合
	京都中部広域消防組合	乙訓消防組合	
北 部 地 域	福知山市	舞鶴市	綾部市
	宮津市	京丹後市	京丹波町
	伊根町	与謝野町	宮津与謝消防組合
	京都中部広域消防組合		

(趣旨)

第1条 この実施細目は、京都府広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 協定第3条第1項に規定する応援の要請は、電話、ファクシミリ等によって行うものとし、事後速やかに別記様式第1号の応援要請書を送付するものとする。

2 ヘリコプターによる応援を要請する場合における通報は、協定第3条第2項第1号及び第2号に定めるほか、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 離発着可能な場所
- (2) 給油体制
- (3) 離発着場における資器材の準備状況
- (4) 他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
- (5) 他の消防本部に対する応援ヘリコプターの要請状況
- (6) 気象状況
- (7) 誘導方法
- (8) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第3条 協定第4条第2項の規定に基づく通報は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 出発時刻
- (2) 派遣人員
- (3) 車両、資器材等の種別及び数量
- (4) 応援隊の長の職・氏名
- (5) 到着予定時刻
- (6) その他必要な事項

(報告)

第4条 協定第7条に規定する報告は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 要請市町村等の長が、応援市町村等の長に対して行う災害報告は、別記様式第2号及び第3号により行うものとする。
- (2) 応援市町村等の長が、要請市町村等の長に対して行う活動結果報告は、別記様式第4号により行うものとする。

(事前通知)

第5条 応援の要請を迅速かつ的確に行うため市町村等は、応援要請に係る連絡担当課又は係、電話番号等必要な事項を別記様式第5号によりあらかじめ相互に通知しておくものとする。

(消防拠点都市)

第6条 協定第9条第1項に規定する消防拠点都市は、南部地域にあつては京都市、北部地域にあつては舞鶴市とする。

2 協定第9条第2項に規定する消防拠点都市の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町村等との連絡調整
- (2) 京都府との連絡調整及び情報交換
- (3) 応援時における協議等
 - ア 要請市町村等との応援要請に関する協議
 - イ 応援市町村等との協議
 - ウ 要請市町村等と応援市町村等間の連絡調整
 - エ その他必要な事項

(4) その他必要な事項

(連絡会議)

第7条 市町村等は、協定の適正な運用を図るため必要の都度連絡会議を開くものとする。

(その他)

第8条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、市町村等が協議して運用する。

附 則

この実施細目は、平成18年3月1日から施行する。

4 参考資料

(2) 広域消防相互応援に関する様式

別記様式第1号(第2条関係)

号
年 月 日

殿

市町村等の長名 ㊟

応 援 要 請 書

京都府広域消防相互応援協定書第3条の規定に基づき下記のとおり応援を要請します。

記

①災害種別	① 火災 ② 救急 ③ 救助 ④ その他
②災害発生日時	午前 年 月 日 時 分 午後
③災害発生場所	
④災害の状況	
⑤応援の内容	
⑥必要とする人員並びに 車両、資器材等の種別 及び数量	

⑦ 応援の場所及び 集結場所				
⑧ 現場最高指揮者の 職・氏名				
⑨ 無線局（府県波） 呼出し名称	基地局		現場指揮所	
⑩ 離発着可能な場所	第 1 順 位			
	第 2 順 位			
⑪ 給油体制	給油の可否	可・否		
	給油の方法			
	体制作りの所要時間			
⑫ 離発着場における 資器材の準備 状況				
⑬ 他機関の航空機及 びヘリコプターの 活動状況				
⑭ 他の消防本部に 対する応援ヘリ コプターの要請 状況				
⑮ 気象状況	天候	風向	風力	m/s 視界 m
⑯ 誘導方法				
⑰ その他				

注1 ⑩～⑯については、ヘリコプターによる応援を要請する場合にのみ記載すること。

2 災害発生場所の地水利図等、必要な図書を添付すること。

4 参考資料

別記様式第2号（第4条関係）

災 害 報 告 - 1 (概要表)		
No.	項 目	内 容
1	災 害 発 生 場 所	
2	災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分 頃
3	災 害 概 要	
4	被 害 状 況	人的被害 死者 行方不明者 負傷者 名 名 名
		物的被害
5	出 動 車 両 等 及 び 人 員	計 台 (機)
		計 名
6	活 動 台 数 及 び 人 員	計 台 (機)
		計 名
7	活 動 概 要	

別記様式第3号（第4条関係）

災 害 報 告 ー 2（応援活動概要）		
No.	項 目	内 容
1	災 害 発 生 場 所	
2	災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分
3	応 援 要 請 日 時	年 月 日 時 分
4	応 援 消 防 機 関	
5	開始日時 応援 終了日時	出 動 年 月 日 時 分 集結場所到着 月 日 時 分 引 揚 年 月 日 時 分 帰署（所） 月 日 時 分
6	応 援 車 両 等 （日別、種別、数量）	(活動台数) 計 台（機）
7	応 援 人 員 （日別、部隊別）	(活動人員) 計 名
8	応 援 資 器 材 （種別、数量）	
9	応 急 活 動 概 要	
10	特 記 事 項	

4 参考資料

別記様式第4号（第4条関係）

災 害 報 告 - 3 (応援隊活動概要)		
No.	項 目	内 容
1	開始日時 応援 終了日時	出 動 年 月 日 時 分 集結場所到着 月 日 時 分 引 揚 年 月 日 時 分 帰署 (所) 月 日 時 分
2	出 動 車 両 等 (種別、数量)	(活動台数) 計 台 (機)
3	応 援 人 員 (隊別)	(活動人員) 計 名
4	使 用 資 器 材 (種別、数量)	
5	活 動 概 要	
6	特 記 事 項	
7	消 防 機 関 名 及 び 指 揮 者 名	

通 報 場 所 通 知 書

			市町村等名
連絡体制	昼間（8：30～17：00）	夜間（17：00～8：30）	
①連絡担当課又は係名			
②連絡責任者職氏名			
③電話番号（直通）			
④電話FAX番号			
⑤その他連絡に必要な事項			

注1 休日及び土曜日は、夜間の扱いとすること。

2 記載事項に変更がある場合は、その都度遅滞なく通知すること。

資料7 宮津市・伊根町消防団火災応援覚書

(趣旨)

宮津市並びに伊根町消防団は、昭和40年10月に締結した消防相互応援協定に基づき、両市町で発生した火災について別命なく応援出動をおこなっていたが、両市町消防団の消防力の強化並びに常備消防体制の充実と消防無線の整備等により、相互応援協定をそこなうことなく下記のように覚書をする。

(目的)

両市町消防団は、消防応援協定書に基づく応援によるもののほか、本覚書の趣旨に基づき、次の両市町の境界付近で火災等が発生した場合の取り決め事項として、相互に応援し火災等に因る被害を最小限に防ぐことを目的とする。

(出動する範囲)

1. 宮津市大島地区(京洋丹後半島給油所付近まで)の火災については、伊根町消防団第1分団第1部(日出、高梨、平田)が応援出動する。(A地区)
2. 宮津市厚垣、田原、落山の各地区の火災については、伊根町消防団第2分団第4部(筒川地区)が応援出動する。(B地区)
3. 伊根町字日出、高梨地区の火災については、宮津消防団養老分団第3部(大島)が応援出動する。(C地区)
4. 伊根町字成、湯之山、滝根、菅野、越山の各地区の火災については、宮津市消防団養老分団第1部(岩ヶ鼻)及び第6部(外垣)が応援出動する。(D地区)

上記、A、B、C、D地区の火災において、火災発生市町分団長等から応援要請があれば、各区分に揚げる部隊を迅速に派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

応援市町消防団は、被応援市町消防団指揮者の指揮下に入るものとする。

(費用負担)

応援に要した費用については、応援市町が負担するものとする。ただし、応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費については、被応援市町が負担するものとする。

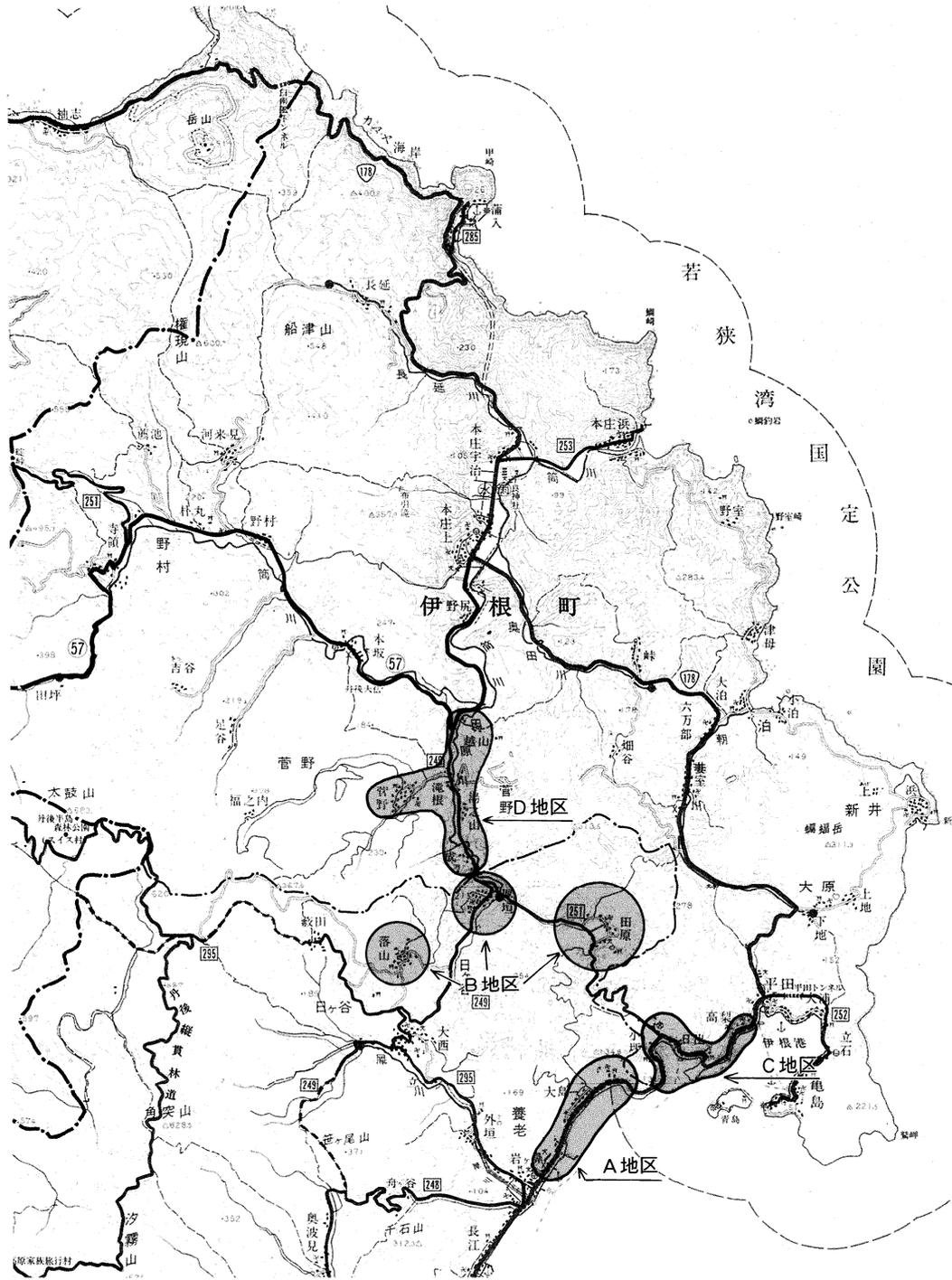
(疑義)

この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両団長がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

(施行期日等)

この覚書は平成20年12月20日から施行する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自一通を保有するものとする。



資料 8 大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書

伊根町（以下「甲」という。）と伊根町建設業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における緊急対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合に、甲が管理する公共土木施設災害の状況調査、把握、応急復旧等を行うことについて甲と乙とが協力し、町民の安心・安全を確保するため迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「大規模災害」とは、伊根町地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合又は甲が特に必要と認めた場合の災害とする。

2 この協定において「公共土木施設」とは、甲が管理する道路、河川等の施設をいう。

3 この協定において「緊急対応」とは、大規模災害発生時における公共土木施設の復旧に係る調査及び応急復旧等をいう。

（平常時の準備）

第3条 乙は、緊急対応を行うために平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行う。

（1）大規模災害発生時における連絡体制

（2）乙に所属する建設業者（以下「会員」という。）等からの情報収集体制

（3）出動が可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

（緊急対応の内容）

第4条 甲の緊急対応を応援するため、乙は、甲の指示により次の各号に定める業務を行う。

（1）現地調査の実施及び被害状況等の報告

（2）緊急対応に必要な建設機械及び資材の確保並びに速やかな提供

（3）甲が管理する公共土木施設の応急復旧工事

（4）その他必要と認める緊急対応

（要請）

第5条 甲は、緊急対応のため必要と認めるときは、乙（乙の所属会員）に対して、要請書（別記様式第1号）により、場所、内容等を明らかにし要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が選任する町職員が行うものとし、乙はその指示に従い業務を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲からの要請により第4条の業務を行った場合は、業務終了後乙の提供した資機材等の数量及び作業内容について、速やかに報告書（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

（活動に伴う費用）

第7条 この協定に基づく協力内容のうち、第4条第1号の現地調査及び被害状況報告については乙の負担とし、同条第2号、第3号及び第4号の資材、機材、技術者等の出動に係る費用については甲の負担とする。

（第三者等に対する損害）

第8条 会員が緊急対応に伴い、第三者等に損害を与えた場合は、その責めに帰すべき事由によ

るものを除き、甲乙が協議してその賠償にあたる。

(災害補償)

第9条 第4条の規定により緊急対応に従事した者が、本業務において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、乙の責任により処理するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに双方又はいずれか一方から更新をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(協議)

第11条 乙及び会員は、緊急活動に参加したことをもって甲に対し、請負等の契約に基づく受注を求めてはならない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して解決する。

この協定の締結を証するため8通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年9月1日

資料9 災害時におけるLPガス供給に関する協定書

伊根町内に地震、暴風、豪雨、大火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に対処するため、伊根町（以下「甲」という。）と社団法人京都府エルピーガス協会宮津、与謝支部（以下「乙」という。）とは、炊き出し用等のLPガスの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伊根町地域防災計画に基づき、災害時において甲が開設する避難所（以下「避難所」という。）における炊き出し用等LPガスの供給要請に関し必要な事項を定める事を目的とする。

（連絡の窓口および体制）

第2条 甲及び乙は、あらかじめLPガス供給に関する連絡担当窓口を決め、災害が発生した時は、相互に連絡をするものとする。

2. 乙は、甲から要請があった時には、社団法人京都府エルピーガス協会宮津、与謝支部会員に連絡すると共に、迅速かつ優先的にLPガスを避難所へ供給するものとし、必要な事項について、あらかじめ定めておくものとする。

（LPガスの供給要請）

第3条 甲は、伊根町地域防災計画に基づき、避難所における避難住民に対する炊き出し等を行うため、LPガスを供給する必要があると認めたときは、乙に対し、当該LPガス供給の協力を要請することができるものとする。

2. 甲は、乙に対し、LPガスの供給を要請する時は、文書により行うものとする。

但し、緊急を要する時は、口頭により当該要請を行うことができる。

3. 乙は、前項の規定により甲から供給要請を受けた時は、その要請に対し、積極的に、協力するものとする。

（避難所）

第4条 避難所とは、甲が指定する避難所とする。

（安全点検）

第5条 乙は、LPガスを供給する時は、燃焼器具等の安全点検を行わなければならない。

（使用料）

第6条 LPガスの使用料は、災害発生直前に於る適正な価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（LPガス容器の受渡し）

第7条 乙は、避難所にLPガス容器を配送したときは、避難所にいる避難所責任者に「納品書」を渡すと共に、「物品受領書」を受け取るものとする。

（使用料の支払い）

第8条 甲は、乙から供給を受けたLPガスの使用料を乙の請求に基づき支払うものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成17年 4月 1日から効力を有するものとし、甲、乙双方から、特段の意思表示がない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年 3月 8日

資料 10 災害医療救護活動に関する協定

宮津市・伊根町・与謝野町（以下「甲」という。）と社団法人与謝医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急的な医療救護活動（以下「災害医療救護活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮津市地域防災計画・伊根町地域防災計画及び与謝野町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が実施する災害医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに關し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣要請）

第2条 地域防災計画に基づく災害医療救護活動を必要とする災害が生じた場合、甲のうち災害を受けた市又は町（以下「被災甲」という。）は乙に対し救護班の医師の派遣を要請するものとする。

（救護班の派遣要請書）

第3条 前条に基づく派遣要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにした救護班派遣要請書（第1号様式）又は口頭により行うものとする。この場合において、口頭による要請を行ったときは、事後速やかに当該要請書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する救護所の場所
- (4) 派遣を要する班数及び医薬品等
- (5) 派遣の期間
- (6) その他必要な事項

2 乙は、前条の要請を受けた場合、速やかに救護班を被災甲が指定する救護所に派遣するものとする。ただし、救護班の活動に際し、班員の安全の確保が困難であると認められる場合は、この限りではない。

（救護所）

第4条 被災甲は、災害現場、避難所に救護所を設置する。

2 乙は、被災甲の救護所設置にあたり、次の協力を行うものとする。

- (1) 医薬品等の調達に関する情報提供
- (2) 救護所で実施する応急的な災害医療に関する情報提供
- (3) その他必要事項

（救護班の業務）

第5条 救護班は、被災甲が設置する救護所において、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 傷病者の医療機関への搬送の可否及び搬送順位の決定
- (2) 死亡の確認
- (3) 傷病者に対する応急的な医療処置

（指揮）

第6条 救護所の運営管理に関する事項の指揮は、被災甲の長が行うものとする。

2 被災甲が行う乙の派遣する救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

（医薬品等の供給等）

第7条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、原則として被災甲が供給するものとする。

2 救護班の災害医療救護活動に必要な医薬品等の輸送は、原則として被災甲が行うものとする。
(後送医療機関への搬送)

第8条 被災甲が傷病者を後送医療機関へ搬送する場合は、乙は必要な協力を行うものとする。
(医療費)

第9条 救護所等における医療費は、原則として無償で行うものとする。

2 後送医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。
(医事紛争発生の措置)

第10条 救護班が救護所等において行った業務において、傷病者との間に医事紛争が生じた場合又は搬送した傷病者の診療について、診療した後送医療機関と傷病者との間に医事紛争が生じた場合は、被災甲は、速やかに調査し、乙と協議し、責任をもって解決のため適切な措置を講じるものとする。

(経費負担)

第11条 被災甲の要請に基づき、乙が派遣した救護班に係る次の経費は、被災甲が負担する。

(1) 救護班が携行し、使用した医薬品等の経費は実費弁償とし、別表1に定める額

(2) 救護班の派遣に対する報償として、別表2に定める額

(3) 救護班員が災害医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病により死亡し、又は身体に障害がある状態となった場合の補償は、被災甲の消防団員等公務災害補償条例に定める額

2 前項に定める経費については、災害医療救護活動終了後、請求書(第2様式)に救護班活動実績報告書(第3号様式)必要書類を添付して、被災甲に請求するものとする。

3 被災甲は、前項の請求内容を審査し、乙を通じて本人にこれを支払うものとする。

(京都府及び京都府医師会との調整)

第12条 被災甲は、災害医療救護活動を実施するにあたっては、京都府地域防災計画及び京都府と京都府医師会の間で締結された「災害時における医療救護活動に関する協定」との整合を図り、その円滑な実施が確保できるよう京都府と必要な調整を行うものとする。

2 乙は、被災甲の災害医療救護活動の円滑な実施のため、京都府医師会等と必要な調整を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙合意したときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年4月1日

4 参考資料

(第 11 条関係)

別表 1

救護班が携行使用した医薬品、衛生資機材の実費弁償	① 国民健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和 33 年厚生省告示第 177 号）に基づく使用薬剤の購入価格 [薬価基準] ② 薬価基準に定めのないものは実費弁償
--------------------------	--

別表 2

救護班員の区分	報償金の額
医 師	京都府災害救助法施行細則第 11 条に定める日当の額

第 1 号様式（第 2 条及び第 3 条関係）

救護班派遣要請書

平成 年 月 日

一般社団法人 与謝医師会会長 様

市 町 長 名

災害医療救護活動に関する協定第 2 条及び第 3 条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

(1) 災害発生の日時 及び場所	
(2) 災害の原因 及び状況	
(3) 派遣を要する 救護所の場所	
(4) 派遣を要する班 数及び医薬品など	
(5) その他必要な 事項	

第2号様式（第11条関係）

報償金請求書

平成 年 月 日

市 町 長 様

一般社団法人 与謝医師会
会 長 印

災害時の医療救護活動に伴う救護班の経費として、下記のとおり請求します。

付記事項：

請求金額 円

第3号様式（第11条関係）

（1） 救護班活動実績報告書

平成 年 月 日

地区医師会名	医療救護活動場所	救護班員出動数	活動場所
		医師 名 合計 名	月 日 時 ～ 月 日 時 取扱件数 件 搬送 件 死体処理 件
		医師 名 合計 名	月 日 時 ～ 月 日 時 取扱件数 件 搬送 件 死体処理 件

4 参考資料

(2) 救護班別出動者実績報告書

医師会名 一般社団法人 与謝医師会

班名	氏名	所属	住所

(3) 救護班診療記録書

救護班名	傷病者の氏名	性別	年齢	住所

傷病名	傷病程度	応急処置の概要	搬送状況	日時

(4) 医薬品等使用報告書

医師会 一般社団法人 与謝医師会

班名	責任者名

品名	規格	数量	薬価基準		医療救護の活動場所	使用日時
			単価	金額		

資料 11 伊根町避難支援プラン全体計画

1 基本的考え方（避難支援プランの目的、自助・共助・公助の役割分担等）

伊根町では、平成 16 年に発生した台風 23 号による災害で多くの世帯が被災するなど、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

このためには、各地域において、高齢者や障害者など災害時の避難に当たって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定していく必要がある。

なお、要配慮者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要配慮者マップ等を作成するなど、日ごろから障害者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

この計画は、災害発生時における災害時要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本町における災害時要配慮者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、災害時要配慮者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、災害時要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2 避難支援プランの対象者の考え方（範囲）

伊根町における避難支援プラン（個別計画）の対象者となる災害時要配慮者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自ら守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する町民とする。

なお、避難支援プラン（個別計画）の策定に当たっては、支援すべき要配慮者の優先度を検討し、重点的・優先的に進める。

3 要配慮者情報の収集・共有の方法

災害発生時において災害時要配慮者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要配慮者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日ごろから災害時要配慮者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

町は、次に掲げる通常業務等を通じて災害時要配慮者情報の把握に努めるものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- ③ 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ④ 民生委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。
- ⑤ 福祉団体など関係団体からの情報収集により把握する。

<関係機関共有方式>

町は、総務課（防災担当課）と住民生活課（福祉担当課）がそれぞれ把握している災害時要配慮者に関する上記の情報について、伊根町個人情報保護条例第9条の規定に基づき、関係課での共有に努めます。なお、災害時要配慮者台帳の整備や避難支援プラン（個別計画）の策定に当たって、これらの基本的な情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、要配慮者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自主防災組織等に要配慮者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、研修会の実施などにより、その周知を図る。

<手上げ・同意方式>

上述「2」の対象者の範囲にある者で、災害時の避難支援を希望し、平常時から自主防災組織、民生・児童員等に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要事項を記入し、町長に提出しなければならないものとする。

このため、町は、広報での周知、ダイレクトメールで個別に意向を確認することや民生・児童委員等が自宅等を訪問して登録を呼びかけてもらうよう、要配慮者登録制度を広く周知する。

登録に際しては、自主防災組織、民生・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することについて要配慮者から同意を得る。

4 避難支援体制（町担当課と関係機関の役割分担等）

住民生活課（福祉担当課）内に、横断的組織として「災害時要配慮者支援班」を設ける。災害時要配慮者支援班の位置付け、構成及び業務は以下のとおりとする。

<位置付け>

平常時は、総務課（防災担当課）や住民生活課（福祉担当課）で横断的な体制を作り、災害時は、災害対策本部中、住民生活課（福祉関係課）内に設置。

<構成>

平常時は、班長（住民生活課長）、班員（福祉担当者、防災担当者等）。避難支援体制の整備に関する取り組みを進めていくにあたっては、町内福祉団体、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めること。災害時は、基本的に住民生活課長・者で構成。

<業務>

平常時：要配慮者情報の共有化、避難支援プランの策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報 等

災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、福祉避難所との連携・情報共有 等

町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、福祉関係者と連携し、個々の災害時要配慮者に対応する避難支援者を明確化するものとする。避難支援者は、要配慮者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、福祉・医療関係者の構成員から複数名選出する。

避難支援者の選定に当たっては、要配慮者に対し、要配慮者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要配慮者の

支援が困難となる場合もあり、要配慮者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化するものとする。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

情報伝達は下記によって行う。

1. 情報伝達ルート

この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、災害時要配慮者及び避難支援者に対し、確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

2. 情報伝達手段

避難準備情報等については、町から防災無線や電話等を通じ、災害時要配慮者及び避難支援者等へ伝達する。

3. 情報伝達責任者の明確化

災害時要配慮者に対する情報伝達については、役場住民生活課（福祉担当課）に設置された災害時要配慮者支援班が行う。

さらに、伊根町地域防災計画に規定された災害時要援護者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が要配慮者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

6 洪水・土砂災害・津波・高潮ハザードマップ等の整備・活用方法

各種のハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する自治体の窓口での配布、インターネットの利用による公開等（町ホームページ、ハザードマップポータルサイト）を行うものとする。

また、各種ハザードマップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、消防、警察、自主防災組織、避難支援者等と平時から災害時に避難支援を必要とする在宅の災害時要配慮者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、土砂災害、津波・高潮災害に備えるものとする。

7 避難誘導の手段・経路等

風水害や津波等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して、対応する。

また、災害時要配慮者自身も、自宅から避難場所等まで実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な個所を避け、要配慮者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

8 避難所における支援方法

（1）避難所における支援対策

避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要配慮者の要望を把握するため、災害時要配慮者支援班等が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、要配慮者班を設置し、要配慮者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要配慮者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

（2）福祉避難所の指定

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、「3 要配慮者情報の収集・共有の方法」により把握した災害時要配慮者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行い、予め福祉避難所を指定する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター等の既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、避難支援プラン（個別計画）の策定を通して、その所在や避難

方法を要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

9 要配慮者避難訓練の実施

要配慮者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要配慮者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の災害時要配慮者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、災害時要配慮者や避難支援者とともに、災害時要配慮者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要配慮者、支援者が積極的に参加し、要配慮者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、「町総合防災訓練」や、「土砂災害・全国統一防災訓練」、「津波防災訓練」などの訓練において、災害時要配慮者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととする。

10 避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方（策定の目標年次、策定方法等）

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要配慮者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要配慮者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、おおむね平成22年度を目途に、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、別紙のとおり避難支援プラン（個別計画）を策定する。

（1）個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、町は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と要配慮者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を共有した上で、これら関係者が中心となって、要配慮者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら、作成する。なお、支援者については、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどであらかじめ要配慮者に紹介できる候補者を定めるとともに、支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておく。

また、個別計画は、要配慮者本人、その家族及び町役場の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等要配慮者本人が同意した者に配布する。その際には、契約書等の提出により守秘義務を確保する。

（2）個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの災害時要配慮者を対象としていることから、要配慮者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記（1）のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、
〔伊根防〕

4 参考資料

その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

(3) 個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として(1)に列記した者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

資料 12 災害時における要配慮者の移送に関する協定書

伊根町（以下「甲」という。）と社会福祉法人伊根町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の移送として、乙の所有する車両を使用することに関して協定を締結する。

（定義）

第 1 条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの介護を必要とするものをいう。

- (1) 伊根町災害時要配慮者台帳に登録している者
- (2) 前号に準じるもの

（施設）

第 2 条 避難する施設は、伊根町地域防災計画で定める避難施設のほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホーム 長寿苑
- (2) 軽費老人ホーム ケアハウス福寿荘
- (3) 伊根デイサービスセンター
- (4) 小規模多機能型居宅介護事業所 おきなぎの家
- (5) 伊根町総合保健施設
- (6) 伊根診療所
- (7) 本庄診療所

（要配慮者の移送）

第 3 条 甲は、第 2 条の施設への要配慮者の移送を原則として甲又は要配慮者の家族等で行うものとするが、困難な場合において乙に移送の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請をできる限り受託するよう努めるものとする。

（手続等）

第 4 条 甲は、第 3 条の規定により移送車両の使用について乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
（連絡責任者）

第 5 条 甲及び乙は協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれに通知する者とする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 2 月 1 日

資料 13 災害時における要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定書

伊根町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 与謝郡福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における要配慮者の避難施設として、民間社会福祉施設等（以下「施設」という。）を使用することに関して協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、災害時に何らかの介護を必要とするものをいう。

- (1) 伊根町災害時要配慮者台帳に登録している者
- (2) 前号に準じるもの

（施設の使用の要請及び受託）

第2条 甲は、居宅及び伊根町地域防災計画で定める避難施設では対応が困難な要配慮者のために、次条第1号から第4号に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受託するよう努めるものとする。

（施設）

第3条 避難する施設は、伊根町地域防災計画で定める避難施設のほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別養護老人ホーム 長寿苑
- (2) 軽費老人ホーム ケアハウス福寿荘
- (3) 伊根デイサービスセンター
- (4) 小規模多機能型居宅介護事業所 おきなぎの家
- (5) 伊根町総合保健施設
- (6) 伊根診療所
- (7) 本庄診療所

（手続等）

第4条 甲は、第2条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 使用する期間

（要配慮者の移送）

第5条 甲は、第3条の施設への要配慮者の移送を原則として甲又は要配慮者の家族等で行うものとするが、困難な場合において乙に移送の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請をできる限り受託するよう努めるものとする。

（物資の調達）

第6条 甲は、要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙は、要配慮者が利用期間内に要した経費の負担について、別途甲と協議するものとする。

(受入可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、必要物資等について、別途協議するものとする。

(使用期間)

第9条 第4条第3号に規定する施設の使用期間は、当該要配慮者が避難した日から3日以内とする。但し、やむを得ない事情があると認められる場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれに通知する者とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して、これを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月1日

資料 14 高齢者等見守り活動に関する協定書

京都生活協同組合（以下「生協」という。）と、伊根町（以下「町」という。）は、各々の合意に基づき、次の条項によって生協が行う見守り活動の実施に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、生協及び町が業務上の連携を図り、積極的に見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指すものとする。

（活動の対象とする地域）

第2条 この協定による活動の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、伊根町内で生協が日常的に業務を行う地域とする。

（生協の責務）

第3条 生協は、見守り活動を実施するにあたり、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとし、その業務の対象者の日常生活で何らかの異変を察知した場合、速やかに町に連絡又は通報（以下「連絡等」という。）するものとする。

2 生協は、その職員に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるよう努めるものとする。

3 見守り活動は、良心に基づき誠実に行うものとし、その経費は生協の負担とする。

（町の責務）

第4条 町は、その職員に対しこの協定の趣旨を周知し、円滑に連絡等に対応する体制の整備を行うものとする。

2 町は、生協から前条第1項の連絡等を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとし、その対応状況は生協に連絡するものとする。

3 町は、本協定の趣旨を広報するなど、生協の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 生協及び町は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

（相互連携）

第6条 生協及び町は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第7条 社会情勢の変遷等によって、この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、生協及び町で協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、生協又は町のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月16日

資料 15 災害等緊急時における避難輸送の協力に関する協定書

伊根町（以下「甲」という。）と丹後海陸交通株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に避難輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、自然災害、武力攻撃事態等により町民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合その他甲が特に協力を必要とする場合において、甲から乙に対して行う避難輸送の協力の要請に関し、適切かつ円滑な運営を期すため、その手続等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、緊急対策を実施する上で乙の協力を必要と認めるときは、乙に対して、別に定める「協力要請書」（様式第1）に次に掲げる事項を明示して、要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要する理由
- (2) 協力を必要とする期間
- (3) 協力を必要とするバス台数及び輸送人員
- (4) 協力を必要とする船舶隻数及び輸送人員
- (5) 協力を必要とする活動場所
- (6) 協力の活動内容
- (7) その他参考となる事項

（安全の確保及び実施）

第3条 甲は、乙への協力の内容に応じ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に支障のない範囲において協力するよう努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条第2項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対して、別に定める「業務完了報告書」（様式第2）に次に掲げる事項を明示して報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 協力車両の自動車登録番号
- (2) 協力船舶の名称
- (3) 従事者名
- (4) 要請年月日
- (5) 協力日
- (6) 協力の活動場所
- (7) 走行距離（走行時間）
- (8) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 第3条第2項の規定により、乙が協力を要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要した人件費及び燃料費とし、甲乙協議して定める。

3 乙は、甲に対し協力を要した費用を請求するものとする。

4 甲は、前項の請求の内容を確認し、適当と認めるときは、乙に対し協力に要した費用を支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給したバス・船舶が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バス・船舶を交換してその供給の継続に努めるものとする。

2 乙は、バス・船舶の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、バス・船舶の運行に際し、乙の責に帰する理由によりバスの使用者及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 第3条第2項の規定により協力に従事した者が、そのため死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、次に掲げる場合を除き、「災害救助法第29条」の規定によりその損害を補償する。

(1) 協力に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 他の制度等により補償を受ける場合

(3) 当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡先等確認)

第9条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は「災害等緊急時の連絡先届出書」(様式第3)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に一年間継続されたものとする。以降、期間満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月4日

④ 参考資料

様式第1（第2条関係）

第 年 月 日 号

丹後海陸交通株式会社
取締役社長 様
(FAX 0772- -)

伊根町長

協力要請書

平成24年 月 日付けで締結した「災害等緊急時における避難輸送の協力に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

項目	要請内容	
災害等の状況		
協力を要する理由		
協力期間	年 月 日～ 年 月 日	
必要台数（隻数）		
輸送人員		
活動場所	乗車場所	輸送先
活動内容	<input type="checkbox"/> 地域の避難者を避難施設等へ輸送 <input type="checkbox"/> 避難施設等から他の施設へ輸送 <input type="checkbox"/> 集団救急事案による負傷等の輸送 <input type="checkbox"/> 協力者等を現場等へ輸送 <input type="checkbox"/> その他	
その他の事項		

伊根町長 様

(FAX 0772 - -)

丹後海陸交通株式会社
取締役社長

業務完了報告書

「災害等緊急時における避難輸送の協力に関する協定書」第4条の規定により、要請された業務が完了しましたので報告します。

記

自動車 登録番号 (船舶の名称)					
従事者名					
要請年月日					
協力日					
活動場所					
合計走行距離 (合計走行時間)					
その他の事項					

④ 参考資料

様式第3 (第9条関係)

年 月 日

伊根町長 様

丹後海陸交通株式会社
取締役社長

災害等緊急時の連絡先届出書

■ 基本情報

商号又は名称			
住所	〒		
代表者	職名		電話番号
	氏名		FAX番号
			E-mail

■ 緊急連絡先

担当課長	職名	
	氏名	
	電話番号	
	携帯電話番号	
指定する者	職名	
	氏名	
	電話番号	
	携帯電話番号	

■ 管理車両台数及び船舶隻数

車両・船舶の種類	定員	台数 (隻数)

資料 16 災害時における医薬品等の取扱いに関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と社団法人京都府薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の取扱いに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、京都府地域防災計画に基づき、甲が設置する医薬品等集積所における医薬品等の取扱いに対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医薬品等の取扱い計画）

第2条 乙は、前条の規定による医薬品等集積所における医薬品等の取扱いを円滑に実施するため、災害時医薬品等取扱い計画を別途策定し、これを甲に報告するものとする。

（薬剤師の派遣）

第3条 甲は、京都府地域防災計画に基づき、必要に応じて乙に薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 前項の要請は、次の事項を示した文書又は必要に応じ電話などにより行うものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する薬剤師数及び派遣先
- (4) 派遣の期間
- (5) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに乙の災害医療救援組織に基づき、医薬品等集積所に薬剤師を派遣するものとする。ただし、医薬品等の取扱いに際し、薬剤師の安全の確保が著しく困難であると認められる場合においては、この限りではない。

（薬剤師の業務）

第4条 薬剤師の業務は医薬品等集積所における医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理及び配分とする。

（指揮命令）

第5条 甲が行う乙の派遣する薬剤師に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（実費弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が派遣した薬剤師に係る次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に対する実費弁償として、別表1に定める額
- (2) 薬剤師が医薬品等の取扱いに従事したことにより負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の保障として、別表2に定める額

2 前項に定める経費の請求については、医薬品等の取扱い活動に関する業務の終了後、別に定める様式により医薬品等の取扱い活動の実績とあわせ、乙が甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により請求を受けた場合は、その内容を確認し適当と認めるときは、これを乙に支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成11年3月1日から平成12年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

（協議）

4 参考資料

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月1日

甲 京都府

乙 社団法人京都府薬剤師会

別表1

(1) 医薬品等取扱い活動者に対する実費弁償

対 象 経 費	実費弁償の額
日当、旅費及び 時間外勤務手当	京都府災害救助法施行細則（昭和38年京 都府規則第26号）第11条に定める額

別表2

区 分	補 償 内 容
療養扶助金 休業扶助 障害扶助 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	補償の対象となる範囲、額等については、「災 害救助法施行令」（昭和22年政令第225 号）の定めるところに準じることとする。

資料 17 災害時における医薬品の供給に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と社団法人京都府薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時において医療救護活動に必要な医薬品の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、京都府地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て災害用医薬品を確保し、迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（災害用医薬品）

第2条 災害用医薬品とは、災害時において供給がなされる救急医薬品並びに一般用医薬品をいう。

（災害用医薬品の供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時において災害用医薬品の供給を図るため、市町村から甲に対し要請があったとき又は必要があると認めるときは、乙に対し、災害用医薬品の供給について要請するものとする。

2 前項の協力要請は別に定める様式により書面で行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 やむを得ない事情のため、第1項による手続がとれないときは、甲は直接乙の組合員に対し、協力要請することができるものとする。この場合において、甲はそれに伴う措置事項を、事後速やかに乙に、別に定める様式により書面で連絡するものとする。

（災害用医薬品の供給の協力実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員を通じ、災害用医薬品の優先供給及び配送に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、災害用医薬品の供給先（医薬品等集積所、救護所等をいう。以下同じ。）及び配送方法について、甲の指示を受けるものとする。

（災害用医薬品の配送に関する緊急措置）

第5条 乙が災害用医薬品を配送するとき、一般用車両の交通規制等の事情により困難な場合は、甲において交通規制の解除等の必要な措置を講ずるものとする。

（費用の支弁）

第6条 甲の要請に基づき、乙の会員が供給した災害用医薬品の費用は甲が負担するものとする。

2 前項の費用の請求については、供給された後に、別に定める様式により乙が甲に請求するものとする。

3 甲は、第2項により請求を受けた場合、その内容を確認し適当と認めるときは、これを乙に支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、社団法人日本薬剤師会と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

（情報の収集及び提供）

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所等の災害用医薬品の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害用医薬品の供給の体制について、調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

4 参考資料

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲乙いずれの申し出がない場合は協定の更新が行われたものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、乙は乙の加入会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。

平成13年4月5日

甲 京都府

乙 社団法人 京都府薬剤師会

資料 18 災害時における医薬品の供給に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と社団法人京都府薬種商協会（以下「乙」という。）は、災害時において医療救護活動に必要な医薬品の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、京都府地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て災害用医薬品を確保し、迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（災害用医薬品）

第2条 災害用医薬品とは、災害時において供給がなされる救急医薬品並びに一般用医薬品をいう。

（災害用医薬品の供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時において災害用医薬品の供給を図るため、市町村から甲に対し要請があったとき又は必要があると認めるときは、乙に対し、災害用医薬品の供給について要請するものとする。

2 前項の協力要請は別に定める様式により書面で行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 やむを得ない事情のため、第1項による手続がとれないときは、甲は直接乙の組合員に対し、協力要請することができるものとする。この場合において、甲はそれに伴う措置事項を、事後速やかに乙に、別に定める様式により書面で連絡するものとする。

（災害用医薬品の供給の協力実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員を通じ、災害用医薬品の優先供給及び配送に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、災害用医薬品の供給先（医薬品等集積所、救護所等をいう。以下同じ。）及び配送方法について、甲の指示を受けるものとする。

（災害用医薬品の配送に関する緊急措置）

第5条 乙が災害用医薬品を配送するとき、一般用車両の交通規制等の事情により困難な場合は、甲において交通規制の解除等の必要な措置を講ずるものとする。

（費用の支弁）

第6条 甲の要請に基づき、乙の会員が供給した災害用医薬品の費用は甲が負担するものとする。

2 前項の費用の請求については、供給された後に、別に定める様式により乙が甲に請求するものとする。

3 甲は、第2項により請求を受けた場合、その内容を確認し適当と認めるときは、これを乙に支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、社団法人全日本薬種商協会と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

（情報の収集及び提供）

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所等の災害用医薬品の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害用医薬品の供給の体制について、調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

4 参考資料

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲乙いずれの申し出がない場合は協定の更新が行われたものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、乙は乙の加入会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。

平成13年4月5日

甲 京都府

乙 社団法人 京都府薬種商協会

資料 19 災害時における医療用品等の供給に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と京都府医療品卸商組合（組合長佐野鳩一以下「乙」という。）は、災害時において医療救護活動に必要な医療用品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、京都府地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て災害用医療用品等を確保し、迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（災害用医療用品等）

第2条 災害用医療用品等とは、災害時において供給がなされる医療機器、医療材料及び衛生材料をいう。

（災害用医療用品等の供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時において災害用医療用品等の供給を図るため、市町村から甲に対し要請があったとき又は必要があると認めたときは、乙に対し、災害用医療用品等の供給について要請するものとする。

2 前項の協力要請は別に定める様式により書面で行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 やむを得ない事情のため、第1項による手続がとれないときは、甲は直接乙の組合員に対し、協力要請することができるものとする。この場合において、甲はそれに伴う措置事項を、事後速やかに乙に、別に定める様式により書面で連絡するものとする。

（災害用医療用品等の供給の協力実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員を通じ、災害用医療用品等の優先供給及び配送に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、災害用医療用品等の供給先（医薬品等集積所、救護所、医療機関等をいう。以下同じ。）及び配送方法について、甲の指示を受けるものとする。

（災害用医療用品等の配送に関する緊急措置）

第5条 乙が災害用医療用品等を配送するとき、一般用車両の交通規制等の事情により困難な場合は、甲において交通規制の解除等の必要な措置を講ずるものとする。

（費用の支弁）

第6条 甲の要請に基づき、乙の会員が供給した災害用医療用品等の費用は、病院等医療機関が支払うべき費用を除き、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の請求については、供給された後に、別に定める様式により乙が甲に請求するものとする。

3 甲は、第2項により請求を受けた場合、その内容を確認し適当と認めたときは、これを乙に支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、全国医療品卸商組合と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

（情報の収集及び提供）

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所及び医療機関の災害用医療用品等の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害用医療用品等の供給の体制について、調査研

4 参考資料

究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲乙いずれの申し出がない場合は協定の更新が行われたものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、乙は乙の加入会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。

平成13年4月5日

甲 京都府

乙 京都府医療品卸商組合

資料 20 災害時における医療用品等の供給に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と京都医療機器協会（会長増田優一以下「乙」という。）は、災害時において医療救護活動に必要な医療用品等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、京都府地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て災害用医療用品等を確保し、迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（災害用医療用品等）

第2条 災害用医療用品等とは、災害時において供給がなされる医療機器、医療材料及び衛生材料をいう。

（災害用医療用品等の供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時において災害用医療用品等の供給を図るため、市町村から甲に対し要請があったとき又は必要があると認めたときは、乙に対し、災害用医療用品等の供給について要請するものとする。

2 前項の協力要請は別に定める様式により書面で行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 やむを得ない事情のため、第1項による手続がとれないときは、甲は直接乙の組合員に対し、協力要請することができるものとする。この場合において、甲はそれに伴う措置事項を、事後速やかに乙に、別に定める様式により書面で連絡するものとする。

（災害用医療用品等の供給の協力実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員を通じ、災害用医療用品等の優先供給及び配送に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、災害用医療用品等の供給先（医薬品等集積所、救護所、医療機関等をいう。以下同じ。）及び配送方法について、甲の指示を受けるものとする。

（災害用医療用品等の配送に関する緊急措置）

第5条 乙が災害用医療用品等を配送するとき、一般用車両の交通規制等の事情により困難な場合は、甲において交通規制の解除等の必要な措置を講ずるものとする。

（費用の支弁）

第6条 甲の要請に基づき、乙の会員が供給した災害用医療用品等の費用は、病院等医療機関が支払うべき費用を除き、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の請求については、供給された後に、別に定める様式により乙が甲に請求するものとする。

3 甲は、第2項により請求を受けた場合、その内容を確認し適当と認めたときは、これを乙に支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、日本医療機器販売業協会と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

（情報の収集及び提供）

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所及び医療機関の災害用医療用品等の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害用医療用品等の供給の体制について、調査研

4 参考資料

究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成14年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲乙いずれの申し出がない場合は協定の更新が行われたものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、乙は乙の加入会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。

平成13年4月5日

甲 京都府

乙 京都医療機器協会

資料 21 災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と有限責任中間法人日本医療ガス協会近畿地域本部京都府支部（支部長佐藤清以下「乙」という。）は、災害時において医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、京都府地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て災害用医療用ガス等を確保し、迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（災害用医療用ガス等）

第2条 災害用医療用ガス等とは、災害時において供給がなされる酸素ガス、液体酸素、酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる機材、その他甲が指定するものをいう。

（災害用医療用ガス等の供給の協力要請）

第3条 甲は、災害時において災害用医療用ガス等の供給を図るため、市町村から甲に対し要請があったとき又は必要があると認めたときは、乙に対し、災害用医療用ガス等の供給について要請するものとする。

2 前項の協力要請は別に定める様式により書面で行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 やむを得ない事情のため、第1項による手続がとれないときは、甲は直接乙の組合員に対し、協力要請することができるものとする。この場合において、甲はそれに伴う措置事項を、事後速やかに乙に、別に定める様式により書面で連絡するものとする。

（災害用医療用ガス等の供給の協力実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、乙の会員を通じ、災害用医療用ガス等の優先供給及び配送に対する協力を積極的に努めるものとする。

2 乙は、災害用医療用ガス等の供給先（医薬品等集積所、救護所、医療機関等をいう。以下同じ。）及び配送方法について、甲の指示を受けるものとする。

（災害用医療用ガス等の配送に関する緊急措置）

第5条 乙が災害用医療用ガス等を配送するとき、一般車両の交通規制等の事情により困難な場合は、甲において交通規制の解除等の必要な措置を講ずるものとする。

（費用の支弁）

第6条 甲の要請に基づき、乙の会員が供給した災害用医療用ガス等の費用は、病院等医療機関が支払うべき費用を除き、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の請求については、供給された後に、別に定める様式により乙が甲に請求するものとする。

3 甲は、第2項により請求を受けた場合、その内容を確認し適当と認めたときは、これを乙に支払うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、有限責任中間法人日本医療ガス協会本部と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

（情報の収集及び提供）

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所及び医療機関の災害用医療用ガス等の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

4 参考資料

2 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害用医療用ガス等の供給の体制について、調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲乙いずれの申し出がない場合は協定の更新が行われたものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、乙は乙の加入会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。

平成16年9月1日

甲 京都府

乙 有限責任中間法人 日本医療ガス協会近畿地域本部
京都府支部

資料 22 災害用医薬品の備蓄及び供給等に関する委託契約

京都府を甲とし、京都府医薬品卸協会を乙として、甲乙両当事者は、災害時において医療救護活動に必要な医薬品の供給に関し、次のとおり委託契約を締結する。

(趣旨)

第1条 この委託契約は、京都府地域防災計画等に基づき、甲が乙の協力を得て災害用医薬品を確保し、迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(災害用医薬品)

第2条 災害用医薬品とは、あらゆる災害時において供給がなされる救急医薬品等であって、その薬効分類及び確保すべき数量は別表のとおりとする。

(委託契約要項)

第3条 委託契約の名称は「災害用医薬品の備蓄及び供給等に関する委託契約」とし、この委託契約の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙は別表に掲げる災害用医薬品の品目及び数量を流通備蓄方式により常に確保することに努め、甲の要請に基づき速やかに供給する。
- (2) 前号災害用医薬品の備蓄場所は、乙に所属する協会の営業所、配送センター及び関連会社の配送センター等とする。
- (3) 乙は甲が指定する場所に災害用医薬品を配送する。
乙は災害用医薬品の配送に関して、自ら配送することが困難と判断した場合は、甲に連絡し、甲は関係機関等に配送の協力を求める等の必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 本委託契約に関して委託契約料等の経費は発生しない。
- (5) 乙は、前各号に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(委託契約内容の変更)

第4条 甲及び乙は、この委託契約締結後の事情により、この委託契約の内容の全部若しくは一部を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(緊急措置)

第5条 乙が災害用医薬品を配送するとき、一般車両の交通規制等の事情により困難な場合は、甲において交通規制の解除等の必要な措置を講ずるものとする。

(供給要請)

第6条 供給要請については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 甲は、災害時において災害用医薬品の供給を図るため、市町村から甲に対し要請があったとき又は必要があると認めるときは、乙に対し、災害用医薬品の供給について要請するものとする。
- (2) 前号の要請は別に定める様式により書面で行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- (3) やむを得ない事情のため、第1号による手続がとれないときは、甲は直接乙の協会等に対し、要請することができるものとする。この場合において、甲はそれに伴う措置事項を、事後速やかに乙に、別に定める様式により書面で連絡するものとする。

(備蓄状況等の確認)

第7条 甲は災害用医薬品の備蓄状況について、乙の協力と合意のもと、乙に所属する協会の営業所及び配送センター等に確認或いは自らその状況を調査することができる。

4 参考資料

乙は、自らが備蓄状況を甲に報告することで、甲の確認或いは調査等に替えることができる。
なお、乙が自ら行う備蓄状況報告は概ね6ヶ月に1回とする。

(費用の支弁)

第8条 甲の要請に基づき、乙の協会員が供給した災害用備蓄医薬品の費用は甲が負担するものとする。

2 前項の費用の請求については、供給された後に、別に定める様式により乙が甲に請求するものとする。

3 甲は、第2項により請求を受けた場合、その内容を確認し適当と認めたときは、これを乙に支払うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、社団法人日本医薬品卸業連合会と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第10条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所等の災害用医薬品の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害用医薬品の供給の体制について、調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 甲及び乙は次の各号について、協議するものとする。

(1) 災害等が発生し、乙が備蓄医薬品を供給した後、乙が、別表の備蓄医薬品を再度確保する必要が生じたときは、甲乙協議して適切に対応する。

(2) この委託契約に定めのない事項又はこの委託契約書の条項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

(委託契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号に該当する場合は、この委託契約を解除することができる。

(1) 甲の指示に従わないとき。

(2) 正当な理由なくしてこの委託契約の各条項に違反したとき。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、委託契約の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この委託契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(有効期限)

第16条 この委託契約の有効期限は、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに甲乙いずれの申し出がない場合は、委託契約の更新が行われたものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、乙は乙の加入会員等関係者にこの委託契約を締結したことを周知するものとする。

平成 18 年 4 月 1 日

- 甲 京都府
- 乙 京都府医薬品卸協会

4 参考資料

別 表

災害用医薬品リスト（京都府）

緊急患者 27,000 人分

No	薬効分類			必要数量					
				内服		注射		外用	
	薬効別分類	分類番号	特に指定する医薬品	実在庫	必要量	実在庫	必要量	実在庫	必要量
1	解熱鎮痛消炎剤	114						279,000	18,000
2	局所麻酔剤	121				32,957	4,500		
3	強心剤	211		9,600	4,500	12,065	11,700		
4	利尿剤	213		451,207	4,500	18,160	9,000		
5	血管拡張剤	217		255,860	9,000	2,100	1,800		
6	不整脈用剤	212		135,620	4,500				
7	呼吸促進剤	221				1,288	1,800		
8	副腎ホルモン剤	245				12,410	5,400		
9	殺菌消毒剤	261	ヨウ素化合物系					5,238	4,050
			塩化ベンザルコニウム系					5,310	4,050
			次亜塩素酸ナトリウム系					1,891	500
			グルタラルアルデヒド系					3,392	500
10	糖類剤	323				10,780	9,000		
11	その他の循環器官用薬	219				6,570	9,000		
12	血液代用剤	331	生理食塩液類			33,380	27,000		
			生理食塩液類以外			30,860	27,000		
13	止血剤	332		443,100	18,000	14,990	9,000		
14	解毒剤	392	炭酸水素ナトリウム			7,560	1,800		
			硫酸アトロピン			4,888	1,800		
			ヨウ化プラリドキシム			540	180		
15	主としてグラム陽性・陰性菌に作用する抗生物質製剤及び合成抗菌剤	613	ペニシリン系	141,000	18,000	16,090	4,500		
		624	ニューキノロン系	25,900	18,000	9,750	4,500		
16	主としてグラム陽性・陰性菌・リケッチア・クラミジアに作用する抗生物質製剤	615		36,600	18,000	5,710	4,500		
17	抗インフルエンザウイルス剤	625	リン酸オセルタミビル	113,520	27,000				
18	溶解剤	713						23,299	1,800

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は移用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に努めるものとする。

(資料等の返還等)

第7 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第8 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

資料 23 災害時における飲料の提供協力に関する協定書

伊根町（以下「甲」という。）とコカ・コーラウエスト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料の提供協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）による飲料の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から飲料の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援飲料提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（無償提供の設定）

第4条 災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を無償提供できる状態への設定は、甲が遠隔操作するものとする。

（メッセージボードの操作）

第5条 災害対応型自動販売機（メッセージボード搭載型）のメッセージボードの活用については、甲が必要に応じて操作し、災害情報等の情報を表示させるものとする。

2 平常時は、乙において時事ニュース等を表示するものとし、甲は必要に応じて、行政情報提供等に活用するものとする。

（機密保持）

第6条 甲および乙は、本協定およびそれに付随する契約、協定等（以下「本協定等」という。）の履行に関して知り得た営業機密情報を適正に管理するものとする。本協定において営業機密情報とは、本協定等の履行に関して一方当事者から他方当事者に対して開示されることのある一切の情報のうち、その時点で公表されている情報、開示された時点で他方当事者が保有していた情報、守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報、一方当事者からの書面で第三者に対する開示を承諾された情報、法令により開示を要求される情報を除くものをいう。

2 甲および乙は、本契約等の履行に関して知り得た営業機密情報および個人情報を、本契約中に限らず、本契約終了後も第三者へ漏洩し、または本契約等の履行以外の目的に使用してはならない。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成21年4月8日

甲 京都府与謝郡伊根町字日出651番地
伊根町

乙 福岡県東区箱崎7丁目9番66号
コカ・コーラウエスト株式会社

救援飲料提供要請書

平成 年 月 日

コカ・コーラウエスト株式会社
代表取締役 末吉 紀雄 様
社長兼 CEO

伊根町総務課長

災害時における飲料の提供協力に関する協定第2条第2項の規定により、次のとおり要請します。

要請する理由	
対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者(伊根町)・ 応答者(近畿)氏名	要請者： 応答者：
その他	

資料 24 災害対応型自動販売機設置協定書

伊根町（以下甲という）と、コカ・コーラウエスト株式会社(以下乙という) は、災害対応型自動販売機による乙の商品の販売場所の提供に関して、下記のとおり協定を締結し、後日のためこの協定書を2通作成し各自保管する。

記

第1条（自動販売機の種類等）

乙は甲の承諾により、裏面別表1記載の乙所有自動販売機を設置する。

なお、甲は自動販売機の借用権を要請することができない。また、設置場所より移転するときは、事前に協議のうえ行う。

第2条（設置場所への立入）

甲は乙の従業員等が自動販売機への製品もしくは原材料の補充・売上金の回収・機械の保全・修理等のために設置場所へ立ち入ることを認める。

第3条（品質維持等）

乙は商品の品質維持、商品・原材料の補充、売上金の回収等を行う。甲は空缶・空カップの処理に協力する。

第4条（保全・修理）

乙は自動販売機の保全・修理を行う。甲は保全に協力し故障が生じた場合はただちに乙に通報する。修理に要する費用は、甲の責に帰すべきもの以外は、乙の負担とする。

第5条（販売価格）

乙が自動販売機により販売する製品の価格は、裏面別表2記載のとおりとする。

第6条（メッセージボードへの表示内容に関して）

災害対応型自動販売機のメッセージボードへ表示する内容に関しては別紙の災害対応型自動販売機メッセージボード使用の覚書に準ずるものとする。

第7条（行政財産使用料）

乙は甲に対し災害対応型自動販売機設置に対し行政財産使用料を支払うものとする。

第8条（販売手数料）

乙は甲に対し災害対応型自動販売機に関する販売手数料の15%相当額を支払うものとする。

第9条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、平成21年3月 日より平成22年3月 日までの1ヵ年間とする。なお、この期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも、何らの申出のない場合は、本協定はさらに1ヵ年間自動的に延長されるものとする。その後の期日満了の場合も同様とする。

第10条（個人情報の取扱い）

乙は、本協定書により取得した個人情報を本協定の履行および確認のみに利用するものとする。

第11条（協定外事項の協議）

本協定に定めない事項については別途協議する。協議がととのわないときは、乙の定めるところによる。

以 上

4 参考資料

平成 21 年 4 月 8 日

(甲) 京都府与謝郡伊根町字日出 651 番地
伊根町

(乙) 京都府綾部市城山町 3-2
近畿コカ・コーラボトリング株式会社

資料 25 近畿府県町村会災害時相互支援に関する協定書

滋賀県町村会、京都府町村会、大阪府町村会、兵庫県町村会、奈良県町村会及び和歌山県町村会（以下「近畿府県町村会」という。）は、近畿府県町村会の構成町村において、地震・津波・風水害・原子力発電所の事故等の災害が発生し、災害救助法が発令された場合相互に支援するため、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 近畿府県町村会の構成町村において、大規模な災害が発生した場合、近畿府県町村会の会長である当該町村会に、直ちに災害支援本部を設置するものとする。ただし、会長である当該町村の構成町村が被災した場合は、近畿選出の全国町村会副会長である当該町村会に設置するものとする。

（災害状況の報告）

第2条 被災町村の当該町村会は、災害の状況を前条により設置された災害支援本部に、直ちに報告するものとする。

（災害支援本部の業務）

第3条 災害支援本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災町村の情報収集・伝達
- (2) 近畿府県町村会会長を開催し、被災町村への支援方法等の協議
- (3) 近畿府県町村会間の連絡調整

（その他）

第4条 この協議に定めのない事項は、近畿府県町村会が協議して定めるものとする。

付 則

この協定は、平成7年6月19日から適用する。

付 則

この協定は、平成24年4月16日から適用する。

資料 26 町民生活に係る情報提供に関する覚書

伊根町（以下「甲」という。）と伊根郵便局（以下「乙」という。）は、町民サービスの向上と、より安全で快適なまちづくりを共通の目的として、町民の生活にかかわる危険箇所の情報提供に関し、次のとおり覚書を締結する。

1 情報の提供

乙は、当該職員の通常業務に支障のない範囲で発見、認知した情報を甲に対し、随時に提供するものとする。

2 秘密の保持

甲は、乙の情報提供にあたり、情報提供者の職・氏名を外部に漏らしてはならない。

3 取扱事項

乙が甲に通報すべき情報は、次のものとする。

- (1) 道路及び道路付属物の損壊、街路樹の倒木、水道の漏水、その他公共の施設・設備及び擁壁崩壊等で市民の生活に危険な影響を及ぼすおそれのあるもの。
- (2) その他、市民の生活の維持向上を図るために必要なもの。

4 通報の方法

乙における甲への情報の報告は、原則として別紙様式により速やかにFAX送信により行うものとする。ただし、直ちに修復等の措置を講じない限り甚大な被害を生じるおそれがある等緊急のとき、その他やむを得ない理由があるとき等においては、この限りではない。

5 連絡責任者

この覚書に関する連絡責任者は、甲においては、伊根町総務課長、乙においては、伊根郵便局長と定める。

6 免責

乙は、上記3における未発見又は、上記4における通知の遅延及び内容の精度関し何ら責任を負わないものとする。

7 適用

この覚書は、平成14年9月1日から適用されることとし、終了する場合には、

付 則

この協定は、平成7年6月19日から適用する。

付 則

この協定は、平成24年4月16日から適用する。

資料 27 両丹都市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町及び宮津与謝消防組合（以下「市町等」という。）が行う消防の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、市町等の応援を必要とするものとする。

(応援出動)

第3条 次に掲げる場合は応援出動するものとする。

- (1) 応援要請があったとき。
- (2) 前号のほか消防長が何らかの方法により災害の発生を察知し、応援の必要があると判断したとき。
- (3) 化学火災防ぎよのために必要な機（器）材、消火剤等の提供が必要なとき。
- (4) 特殊資機材・車両等の要請があったとき。
- (5) 市町境付近の災害で相互協力が必要なとき。

(応援の方法)

第4条 応援の要請は、災害の発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の長又は消防長（以下「要請市町等の長」という。）が、他の市町等の長又は消防長に対し行うものとする。

2 応援の要請を受けた市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町等の長」という。）が要請を受諾した場合は、要請市町等の長に通報するものとする。

3 応援市町等の長は、応援の要請に応じることのできない場合は、その旨を遅滞なく要請市町等の長に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の長は、応援を行う消防隊等（以下「応援隊」という。）を派遣するときは、当該市町等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援隊の派遣を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 要請市町等の消防長又は所長がこれを指揮する。
- (2) 指揮は応援隊の長に対して行う。

(費用負担)

第7条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処理する。

- (1) 応援者側の負担
 - ア 応援出動に要した一般的経費
 - イ 応援出動途上における交通事故等の損害
 - ウ 応援出動に伴う隊員の死傷による公務災害補償費等
- (2) 受援者側の負担
 - 化学消火剤等（特殊消火剤）の提供を受けたとき。
- (3) 当事者間でその都度協議決定するもの
 - ア 応援活動に伴う消防機器の重大なる故障

イ 前2号の経費

(実施細目)

第8条 市町等の長は、協議の上この協定の実施計画を定めるものとする。

(疑義)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、市町等がその都度協議の上、これを決定するものとする。

(改廃)

第10条 この協定を改廃は、市町等の長が協議の上、行うものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定を証するため、市町等は、本書8通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

付 則

1 この協定は、平成21年2月1日から施行する。

2 この協定の施行に伴い、次の協定は廃止する。

昭和40年10月1日締結

「宮津市、加悦町、野田川町、岩滝町、伊根町消防相互応援協定」

昭和43年10月16日締結

「舞鶴市、福知山市、綾部市、宮津市消防相互応援協定」

昭和41年10月1日締結

「野田川町大宮町消防相互応援協定」

昭和42年8月1日締結

「丹後町伊根町消防相互応援協定」

平成21年2月1日

福知山市長

舞鶴市長

綾部市長

宮津市長

京丹後市長

伊根町長

与謝野町長

宮津与謝消防組合管理者

資料 28 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

伊根町（以下「甲」という。）と伊根町石油販売業者（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等（ガソリン、軽油、オイル、混合油及び灯油をいう。以下同じ。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、伊根町地域防災計画に基づき、災害応急対策に必要な燃料等を町内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急用車両、緊急物資輸送用車両及び避難所資器材並びに応急対策用資器材の燃料等が必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を依頼するものとする。

2 甲は、乙に緊急用車両及び緊急物資輸送車両の燃料等の供給を依頼する場合は、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。

3 甲は、乙に避難所資器材及び応急対策用資器材の燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給協力依頼書（様式第1号）により品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日燃料等供給協力依頼書をもって処理するものとする。

4 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、第2項の規定による甲からの緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の燃料等の供給の依頼があったときは、これに協力するものとする。

5 乙は、第3項の規定による甲からの避難所資器材及び応急対策用資器材の燃料等の供給の依頼があったときは、甲の指定する場所へ燃料等を納入するものとする。

（費用負担）

第3条 甲は、前条による乙の供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。この場合の燃料等の価格は、災害発生直前におけるガソリン・灯油等の単価契約価格とする。

（請求及び支払）

第4条 乙は、燃料等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による燃料代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

（災害補償）

第5条 甲は、甲の協力依頼に基づいて第2条第5項に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、伊根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年伊根町条例第5号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成25年2月4日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長され

たものとみなし、以後この例による。

(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月4日

甲 伊根町
伊根町長

乙 伊根町石油販売業者
代表 上山商会

4 参考資料

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

伊根町長

燃料等供給協力依頼書

「災害時における燃料等の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に必要な燃料等の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

納入品目・数量	品 目 名	数 量
	ガ ソ リ ン	リットル
	軽 油	リットル
	オ イ ル	リットル
	混 合 油	リットル
	灯 油	リットル
	重 油	リットル
納 入 日 時	年 月 日 時	
納 入 場 所		
そ の 他		

連絡先： 課 担当 電話番号

伊根町石油販売業者一覧

業者名	住所	電話番号	FAX 番号	備考
上山商会	伊根町字菅野 665-2	0772-33-0758	0772-33-0758	
三野商会	伊根町字本庄上 1232	0772-33-0726	0772-33-0186	
朝妻サービス	伊根町字井室 190	0772-32-0002	0772-32-0002	
伊根石油	伊根町字日出 421	0772-32-0126	—	灯油販売なし
阿波島産業	宮津市字長江 933	0772-28-0028	0772-28-0308	

資料 29 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と伊根町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生し、または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 伊根町内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 伊根町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲乙の相互の連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年 5月23日

甲 近畿地方整備局長

乙 伊 根 町 長

資料 30 伊根町と和束町の友好交流の推進に関する協定書

伊根町と和束町は京都府北部の沿岸部と南部の内陸部にそれぞれ位置し、住民のたゆまぬ努力によって特色ある景観が形成されてきた自然あふれる風光明媚なまちです。

しかしながら、少子高齢化と人口減少が進んでいることから、まちの活力を再生することが町政の最重要課題となっています。

地方分権が進展し、自立したまちづくりが求められる今日、長い歴史に培われた美しい故郷を守り育てることで、住民が誇りを持ち幸福を実感することのできる「持続可能なまち」を目指す両町が、文化、教育、産業、防災、行政改革、行政情報の連携など幅広い分野における交流を通じて、相互の理解と信頼を深め、もって両町の発展と繁栄に寄与することを目的として、この協定を締結します。

平成25年 2月26日

京 都 府 伊 根 町 長

京 都 府 和 束 町 長

立会人 京都府知事

資料 31 災害に係る情報発信等に関する協定

伊根町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、伊根町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、伊根町が伊根町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ伊根町の行政機能の低下を軽減させるため、伊根町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、伊根町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、伊根町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、伊根町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 伊根町が、伊根町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 伊根町が、伊根町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 伊根町が、災害発生時の伊根町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 伊根町が、伊根町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて伊根町が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 伊根町が、伊根町ホームページ等に避難者名簿を掲載する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 伊根町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、伊根町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく伊根町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

4 参考資料

第4条（情報の周知）

ヤフーは、伊根町から提供を受ける情報について、伊根町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、伊根町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、伊根町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、伊根町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年1月30日

伊根町：京都府与謝郡伊根町字日出6 5 1番地
伊根町
伊根町長

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役